

性はなく、常時の勤務や労働者性が高いものではないことから、私人委託が適当と考えているが、他の市町村の取り組みを勘案して、令和2年度の予算要求までには整理する。

(議案第114号)

いの町税条例の一部を改正する条例

### 反対討論

市川議員

固定資産税の前納報奨金制度の廃止については、この議場で度々議論されている。今まで、町からは「年度当初の資金需要に効果がある」との説明であった。しかし「今回は一定の目的を達成できたと考えるから廃止。廃止に至っては、庁内協議、職員にメールで意見を聞いた。町民の意見は、制度を利用しての方は反対するし、利用していない方は

賛成する感じ。多数決を取る訳にはいかないの

で、町で判断した」。町民からみたら突然だ。町長は各地域で何度も「未来を考える会」を行ってきている。町民の意見を聞く機会があったはずだ。仮に、廃止をするのであれば、町民に丁寧に説明してからでも遅くない。そういった思いもあり、本議案に反対する。

### 賛成討論

井上(正)議員

現行の条例では、固定資産税の納期内に未到来納期分を納付するときにそれぞれの基準割を乗じたものを奨励金とする制度である。現在の納付状況では、住民の「納税意識」の向上により、徴収率は99.5%となり、町財政の標準化が見込め「収収の早期確保」での財政の安定化が

図られるようになってい

る。課題の資力のある者の有利性や公平性などについても、庁内において慎重に協議を重ねてきたとの執行部からの説明においても、今回の条例改正は理解できるものと考えられる。徴収税の基本は、制度の平等化であるべきとの判断から、議案第114号の改正条例に賛成する。

### 反対討論

池沢議員

一括納付(前納)の場合の割引は、市場の一般的な概念であり不公平なものではない。前納報奨金制度は、地方税法で認められた制度だ。この制度の廃止により企業などが、各期納付となれば町の資金繰りに影響するのではないか。忘れなどにより滞納となる可能性も増す。

この制度を一番多く利用しているのは、平成30年度で税額1万200円から2万円(報奨金額201円から300円)で1026件、収納金額1620万2700円だ。また、全収納金額の約7割がこの制度の利用によるものだ。

この制度廃止は、町が行財政改革の推進との町長答弁だった。なのに担当課長答弁では、町民の声、意見を聞かず説明してないという。どことが、住民に寄り添うあったか町政か。

### 賛成討論

森田議員

固定資産税の前納報奨金制度は、納税意識を高めるために創設されたものであるが、その目的は達成されている。町民の納税意識は大変高く、固定資産税99.7%、町民税99.2%、軽自動車税99.2%と県内でもトップクラスであ

る。7%の高い金利で70万円以上の税金が、税金を一括支払う余裕のある一部の納税者に報奨金として支払われるこの制度を廃止する条例改正に賛成する。

(議案第123号)

農業振興基金条例の一部改正

なぜ、改正か

問 池沢議員

特定目的基金という位置付けは、変わらないか。

答 岡村産業経済課長

位置付けは、変わらない。